

平成29年度財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の対象

財政援助団体等監査実施選定基準（平成23年10月31日 目黒区監査委員決定）に基づき、次の（1）～（5）に掲げる17団体（重複する団体があるため実団体数は13団体）における平成28年度の事業を対象とした。

併せて、財政援助団体等に対する連絡調整、補助金交付及び指定管理に係る委託料支出等を担当する課（地区サービス事務所を含む。）における平成28年度の当該事務の執行及び指導監督の事務を対象とした。

（1）出資・出捐、補助及び公の施設の管理の委任を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	28年度補助金	所管課
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	出資金 5百万円	事務局人件費・管理費等 補助 1億78万円	健康福祉 計画課

注：補助金の額は万円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。以下の表も同じ。

（2）出資・出捐及び補助を行っている団体：1団体

監査実施対象団体	出資金等	28年度補助金	所管課
公益財団法人 目黒区国際交流協会	出捐金 3億円	人件費・管理費等補助 3,278万円	文化・交流課

（3）補助及び公の施設の管理の委任を行っている団体：3団体

監査実施対象団体	28年度補助金	所管課
菅刈住区住民会議	団体活動への補助 108万円	北部地区サービス事務所
不動住区住民会議	団体活動への補助 100万円	東部地区サービス事務所
東根住区住民会議	団体活動への補助 108万円	西部地区サービス事務所

（4）補助金交付団体：4団体

監査実施対象団体	28年度補助金	所管課
社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会	一般運営、在宅福祉サービスセンター運営、権利擁護センター運営、めぐろボランティア・区民活動センター運営等への補助 1億6,789万円	健康福祉 計画課

社会福祉法人あかねの会	[あかねの会目黒就労支援室] 障害福祉サービス推進事業補助等 815 万円	障害福祉課
株式会社日本保育サービス	[アスクやくも保育園] 保育士等キャリアアップ補助、保育サービス推進事業補助、保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助 1,196 万円	保育課
	[アスク上目黒保育園] 民間保育所施設整備費補助等 1 億 3,538 万円	保育計画課
ライフサポート株式会社	【認証】[ゆらりん自由が丘保育園] 保育士等キャリアアップ補助、保育力強化事業補助、現任保育従事職員資格取得支援事業補助 545 万円	保育課

【認証】は東京都認証保育所を表す。

(5) 公の施設の指定管理者：8 団体

監査実施対象団体	監査対象施設	指定期間	所管課
株式会社コンベンションリンクージ	中小企業センター、 勤労福祉会館	平成 26 年 4 月 ～31 年 3 月	産業経済・ 消費生活課
ミズノグループ	区民センター体育館・プール・ 庭球場	平成 25 年 4 月 ～30 年 3 月	スポーツ 振興課
日本テニス事業協会 共同企業体	八雲体育館、宮前公園庭球場	平成 25 年 4 月 ～30 年 3 月	スポーツ 振興課
社会福祉法人目黒区 社会福祉事業団 *	特別養護老人ホーム東山、 東山在宅ケア多機能センタ ー、旧東山高齢者在宅サー ビスセンター	平成 21 年 4 月 ～31 年 3 月	高齢福祉課
	知的障害者援護施設 [大橋えのき園]	平成 21 年 4 月 ～31 年 3 月	障害福祉課
株式会社東急コミュニ ティー	区営住宅、区民住宅等	平成 26 年 4 月 ～31 年 3 月	住宅課
菅刈住区住民会議 *	菅刈住区会議室	平成 26 年 4 月 ～31 年 3 月	北部地区サー ビス事務所
不動住区住民会議 *	不動住区会議室	平成 26 年 4 月 ～31 年 3 月	東部地区サー ビス事務所

東根住区住民会議 *	東根住区会議室	平成26年4月 ～31年3月	西部地区サ ービス事務所
------------	---------	-------------------	-----------------

*印の団体は、上記(1)及び(3)に掲げる団体と重複する。

2 監査実施期間

(1) 公認会計士による会計書類調査

平成29年12月1日(金)から12月15日(金)まで

(2) 事務局職員による書類調査等

平成29年12月26日(火)から30年1月15日(月)まで

(3) 監査委員による監査

平成30年1月23日(火)から2月7日(水)まで

3 監査の着眼点

財政援助団体等監査は、団体に対する財政援助等に係る事業は目的に沿って適正かつ効率的・効果的に執行されているか、団体に対する指導監督等の事務は適切に行われているかを基本として、以下の各項目を踏まえて実施した。

(1) 出資・出捐団体

ア 事業は出資又は出捐目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。

イ 会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。

(2) 補助金交付団体

ア 補助事業は補助目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。

イ 補助金等に係る会計処理は適正に行われているか。

(3) 公の施設の指定管理者

ア 公の施設の管理は目的に沿って適切かつ効率的・効果的に執行されているか。

イ 管理業務等に係る会計処理は適正に行われているか。

(4) 所管課

ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。

イ 補助事業に関する指導監督は適切に行われているか。

ウ 補助金の額の算定、交付方法、交付及び確定の時期、手続等は適切か。

エ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

オ 指定管理に係る委託金の額の算定及び委任手続等は適切か。

4 監査の方法

次の方法により監査を実施した。

(1) 公認会計士による会計書類調査

監査対象団体のうち7団体について、公認会計士による会計書類調査を行った。

(2) 監査事務局職員による書類調査等

監査資料及び提示資料により関係書類及び帳簿等を調査し、当該団体及び所管課への事実確認を行った。

(3) 監査委員による監査

監査事務局職員による書類調査及び公認会計士に委託した会計書類調査の結果を参考にするとともに、監査資料調査、説明聴取及び施設の管理状況の確認の方法により監査を実施した。

なお、(1)～(3)の方法別の実施対象団体及び施設での管理状況の確認を行った団体は、別紙「監査実施対象団体一覧」のとおりである。

第2 監査の結果

1 指摘事項

次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。

なお、軽微な事項については、口頭により各団体・指定管理者及び所管課の担当者に注意したので、速やかに対応を図られたい。

(1) 株式会社コンベンションリンケージ（産業経済・消費生活課）

ア 基本協定書第24条の規定により、指定管理者は当該年度の事業計画書を区に提出し、区の確認を得なければならないが、提出がされていなかった。

また、指定管理者が自主事業を実施する場合は、基本協定書第54条に基づき、事前に事業計画書を区に提出し、区の承諾を受けなくてはならないが、28年度の新規の自主事業について、事業計画書が提出されていなかった。指定管理者及び産業経済・消費生活課は、基本協定書による約定事項の着実な履行及び確認を徹底されたい。

イ 区は、中小企業センター及び勤労福祉会館について指定管理を導入するに当たり、集会室等の施設使用料について、その徴収事務を指定管理者に委ねるとともに、他の公の施設では収納方法として認めていない、交通系ICカード（スイカ及びパスモ）による使用料の収納を認めることとし、これらのことを基本協定書に規定することとしていた（前指定管理者との基本協定書には記載されていた。）。ところが、現指定管理者に対しても同様の収納方法を認めているにもかかわらず、その基本協定書（26年3月締結）において、交通系ICカードで施設使用料を収納できる旨の規定が無かった。産業経済・消費生活課は、指定管理者と協議の上、基本協定書を修正されたい。

ウ 基本協定書第29条（使用料徴収事務）及び第30条（使用料還付事務）の規定に基づく「指定管理業務の基準」の「4管理業務の基準」において、使用料徴収事務及び還付事務の実施基準を定めている。この実施基準については、「歳入の徴収事務等の私人への委託及び検査要領について（通知）」（平成27年10月1日付け目会第422号。平成12年1月21日付け目収第221号通知を精査し改めて通知したもの。以下「会計管理者通知」という。）に基づき、その内容をあらかじめ会計管理者に協議しなければならないが、協議が行われていなかった。

また、会計管理者通知により、所管部長は、指定管理者が行う使用料徴収事務を検査

することとされ、その実施のために検査要領を作成することとされているが、産業経済・消費生活課は、検査要領を作成せずに検査を行い、検査結果を会計管理者へ報告していなかった。会計管理者通知に基づき、使用料徴収事務及び還付事務の検査に係る要領を定め、適正に検査を実施されたい。

エ 基本協定書第33条の規定に基づき区が指定管理者に貸与している物品について、指定管理者は、指定管理者となった26年度当初に現物の実査を行い、その結果、現物を確認できない物品が多数あることを産業経済・消費生活課に報告していた。しかし、産業経済・消費生活課では、当該報告を受けて、貸与者として行うべき物品の再点検、物品管理台帳の更新などの必要な対応を行っていなかった。貸与する側は、貸与開始前に現物確認を行うとともに、貸与後も必要に応じて点検・確認を行うことが必要である。産業経済・消費生活課は、貸与物品の点検・確認を行って現況を正確に把握した上で、物品管理台帳の更新を行われたい。

(2) ミズノグループ及び日本テニス事業協会共同企業体（スポーツ振興課）

ア 基本協定書第32条の規定により、指定管理者は「商法等、その他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書」を区に提出することとされているが、計算書類は提出されていたものの、監査報告書が提出されていなかった。スポーツ振興課においては、基本協定書に定める文書の提出をきちんと求め、内容の確認など適切に対応されたい。

イ 区が貸与した物品（備品）について、指定管理者は現物の実査を年1回行い、指定管理者が自己で調達した備品と合わせて備品一覧表を作成し、年度末にスポーツ振興課に提出している。そして、当該備品一覧表は次年度の年度協定書に付され、指定管理者が行う物品管理の基礎データとされている。ところが、スポーツ振興課では、指定管理者が提出した備品一覧表の中に所在が確認できないことが報告されている備品があるにもかかわらず、物品の再点検を行うなど、必要な対応を行っていなかった。スポーツ振興課は、貸与物品を点検・確認し、正確な貸与物品の台帳を作成するとともに、以後においても、適時適切に貸与物品台帳の更新を行われたい。

(3) 株式会社東急コミュニティー（住宅課）

ア 基本協定書第34条において、指定管理の業務の実施に係る会計を、指定管理者が行う他の業務の会計とは別に区分する旨規定している。しかし、区の指定管理経費の会計処理を、指定管理者の会社全体の会計処理システムで行っており、他の業務の会計との区分がされていなかった。そのために、会計書類調査の際、収支管理表は提示されたものの、仕訳帳、総勘定元帳等の会計帳簿類及び証ひょう書類が提示されなかった（証ひょう書類の一部（おおむね半年分）は会計書類調査後に提示された。）。

指定管理者は、基本協定書に則り、本区の指定管理業務の会計と他の業務の会計とを明確に区分できるよう、適切な会計処理を行うとともに、会計帳簿類及び証ひょう書類については、区の求めに応じていつでも提示できるよう、適切に管理されたい。また、住宅課においては、適宜、会計処理の状況を確認し、適切に指導・監督を行われたい。

イ 区の貸与物品について、現物の実査が全く行われていなかった。指定管理者は年に1回程度は現物の実査を行い、その結果を区に報告されたい。

(4) 菅刈住区住民会議（北部地区サービス事務所）

住区住民会議の活動に対する補助金の交付は、その対象となる会計年度が定まっており、28年度補助金は、28年4月1日から29年3月31日までが対象の会計年度である。しかし、団体が地域交流事業として実施した配食活動の経費に対し使用した補助金について、支出の証ひょう書類である材料費の領収書の中に、27年9月付けの領収書（3千円）が含まれていた。団体は、会計の証ひょう書類の確認を徹底し、適正な会計処理に努められたい。

(5) 不動住区住民会議（東部地区サービス事務所）

ア 28年度補助金の対象会計年度の終了後である29年4月に、消耗品やお茶等（9万2千円余）を補助金で購入していた。また、27年度においても、対象会計年度終了後に補助金による消耗品等の購入があった。団体は、補助金の対象会計年度についての理解を徹底し、適正な補助金の使用に努められたい。

イ 住区会議室の指定管理経費のうち、管理運営費の支出において、13万4千円余分の領収書が無く使途を確認できないものがあった。また、管理従事者に支払った交通費や時間外勤務の賃金について、領収書を徴取せずに支払確認書で処理していたものがあった。会計処理上、支出の証ひょう書類は領収書を徴取することが原則である。領収書の徴取を漏らしたり、安易に支払確認書で代替することのないよう、適切な会計処理に努められたい。

ウ 指定管理経費のうち、事務費の支出において、補助金交付対象事業の打合せのための飲食代や区青少年委員会主催の「新春のつどい」の会費など、指定管理業務ではない事業等の経費に充当していたものがあった。指定管理経費の使途の範囲について、改めて、基本協定書の規定及び地区サービス事務所で作成している「住区住民会議の会計処理について」を確認し、これらに基づき適正な会計処理に努められたい。

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団、公益財団法人目黒区国際交流協会、社会福祉法人目黒区社会福祉協議会、社会福祉法人あかねの会、株式会社日本保育サービス、ライフサポート株式会社、東根住区住民会議の7団体は、指摘すべき事項は見受けられなかった。

2 意見・要望事項

指摘事項とするまでには至らないが、改善について検討が必要と思われる事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べることとする。

(1) 指定管理者に貸与した物品（備品）の管理について

指定管理施設では、基本協定書に基づき指定管理者に区の物品（備品）を無償で貸与して善良なる管理者の注意義務を課し、現物の実査などが行われる。指定管理者の善良なる管理者の注意義務の履行はおおむね良好であるが、貸与した区側は、必要な貸与物品の点

検・確認や台帳更新を行っていないなど、指摘事項で述べた問題が生じていた。

また、このほか、貸与物品の再整備（更新）や指定管理者が自己資金で調達した備品の更新について体育施設で課題が見受けられた。

貸与備品を更新する必要がある場合の調達の仕方や経費の負担については、平成17年7月に行革推進課（現経営改革推進課）から「指定管理者制度における物品に係る当面の取扱いについて」（以下「物品取扱い基準」という。）が示されているが、スポーツ振興課は、この物品取扱い基準と一部異なった運用となっていた。

物品取扱い基準では、区の物品をⅠ種とⅡ種に区分し、Ⅰ種は施設利用者に供することを目的とした備品・器具、Ⅱ種はⅠ種以外の物品であるとし、Ⅰ種は区が更新整備し、Ⅱ種は、原則として指定管理者が整備し、必要に応じて指定管理経費に整備費用を算定するとしうえて、整備費用の算定方法を示している。また、この物品取扱い基準に沿って、行革推進課が作成した指定管理者標準協定書（以下「標準協定書」という。）において、物品管理に関する条項（第37～38条）が定められており、その中で、指定管理者が自己資金で調達する備品の取扱いについても規定している。

貸与物品の更新を適切に行うためには、物品取扱い基準を正しく理解した上で、基本協定書の物品管理条項を定める必要がある。今回の体育施設の基本協定書の当該条項は、標準協定書の規定の仕方と異なり、Ⅱ種の備品の再整備（更新）をどうするのかについて規定がされていなかった。そのために、Ⅱ種の備品の更新と指定管理者が自己資金で調達した備品の更新とを混同して運用することとなったと推量される。

昨年度の本監査においても、基本協定書の物品管理条項の規定が、貸与物品の実態に即していない例が見受けられ、必要な見直しを行うよう意見を述べたところであるが、改めて、体育施設を所管するスポーツ振興課をはじめ全ての指定管理施設所管課においては、貸与物品台帳と現物との照合を行い、正確な貸与物品台帳を整備するとともに、物品取扱い基準及び貸与物品の実態に照らして基本協定書の物品管理条項の規定を点検し、必要な見直しを行われない。

また、指定管理者制度を所掌する経営改革推進課にあつては、物品取扱い基準が当面の取扱いとして定められたものの12年以上が経過していること、また、理解が不十分であったために基準と異なる運用が実際に生じていたことを考慮し、物品取扱い基準について改めて整理を行うとともに、標準協定書（第4版）の解説書を用意し、指定管理施設の所管課に示されるよう要望する。

（スポーツ振興課、ほか指定管理施設所管課、経営改革推進課）

（2）指定管理業務の実施に係る収支状況の把握の方法について

指定管理者の指定管理経費の収支状況を区が把握することを目的として、標準協定書において、指定管理者は、管理経費の支出及び収入を適切に管理するために固有の銀行口座を開設しなければならないこと、指定管理業務の会計を他の業務の会計と別に区分しなければならないことを規定した二つの条項を設けており、これに沿って、多くの指定管理施設の基本協定書において同内容の条文が定められている。

二つの条項のうち、指定管理業務の会計と他の業務の会計との区分については、今回及び前回の本監査で指摘したとおり、一部の指定管理者は明確な区分がなされていなかったが、その他の指定管理者については、本区の指定管理業務の会計を他の業務の会計と区分して管理することができていた。

一方、管理業務の収支状況の管理のために固有の銀行口座を設けることについては、基本協定書に当該条項のある指定管理者は固有の銀行口座を設けていたものの、その口座において、管理経費の支出、使用料・利用料等の収入など収支のすべてを管理している指定管理者は少数であった。多くは、指定管理料の収入だけを扱っていたり、使用料・利用料の収入だけを扱っていたり、指定管理施設内で扱う小口現金の収入・支出だけを扱っているなど、限られた収支しか管理していなかった。

管理業務の収支の一部しか固有の銀行口座で管理されていない実状は、指定管理者が採っている指定管理業務の会計処理の方法と密接に関係している。ほとんどの指定管理者は、指定管理業務の会計処理を、指定管理者である法人が、法人全体として行う会計処理の一部として処理しており、その会計処理方法と、固有の銀行口座で管理業務の収支をすべて管理することとは相容れないからである。

指定管理業務の会計処理を法人全体の会計処理の一部として行うことについては、指定管理制度において許容されることから、指定管理者の口座の取扱いが基本協定書の条項の趣旨と異なる取扱いとならないよう、当該条項自体について再検討が求められる。当該条項を設けた趣旨は、管理経費の執行管理及び使用料・利用料等の収入管理が適切かを区として容易に把握することにあるため、そのことを実現できる別の手立てを検討することを含め、当該条項の規定のあり方について見直しを行われたい。

(経営改革推進課)

(3) 公益財団法人目黒区国際交流協会関係

決算報告書の正味財産増減計算書内訳表においては、事業費の給与手当、管理費の給与手当の双方とも、公益目的事業会計と法人会計とに区分して決算額が計上されていたが、収支予算書では、事業費の給与手当は公益目的事業会計の区分のみに、管理費の給与手当は法人会計の区分のみに計上されていた。予算書と決算書とで計上の仕方が異なるのは、会計管理として望ましくない。収支予算書の計上の仕方を、正味財産増減計算書の計上の仕方に合わせるよう改善されたい。また、収支予算書と正味財産増減計算書とは異なった様式で作成されていたが、収支予算書は正味財産増減計算書（損益計算書）の例によることとされていることから、収支予算書の様式についても見直しを検討されたい。

(文化・交流課)

3 まとめ

今回の監査対象団体における補助金交付対象事業及び指定管理業務は、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、所管課の団体に対する補助金の交付・実績報告書の審査等の事務及び指定管理業務の履行確認・評価・指導監督についても、全体的には適切であった。

しかし、指定管理業務の所管課の一部において、貸与備品の管理に係る適切な関与がなされていなかった事実は厳しく受け止める必要がある。

所管課においては、補助金の交付や指定管理者に施設の管理を委ねる趣旨を十分に踏まえ、団体が行う事務事業や管理業務の状況を常に検証しながら、一層適正かつ効果的・効率的な執行となるように更に努められたい。

以 上

監査実施対象団体一覧

(1) 公認会計士による会計書類調査

団 体 名 等	実 施 日
株式会社 コンベンションリンケージ 中小企業センター・勤労福祉会館【指定管理】	12月1日
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団 【出資金】、本部【補助金】	12月5日
株式会社 東急コミュニティー 区営住宅、区民住宅等【指定管理】	12月6日
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団 大橋えのき園【指定管理】	12月7日
ミズノグループ 区民センター体育館・プール・庭球場【指定管理】	12月8日
日本テニス事業協会共同企業体 八雲体育館・宮前公園庭球場【指定管理】	12月12日
公益財団法人 目黒区国際交流協会 【出資金】・【補助金】	12月13日
社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会 【補助金】	12月14日
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団 特別養護老人ホーム東山【指定管理】、東山在宅ケア多機能センター【指定管理】、 旧東山高齢者在宅サービスセンター【指定管理】	12月15日

(2) 監査事務局職員による書類調査

団 体 名 等	実 施 日
菅刈住区住民会議【補助金】、住区会議室【指定管理】	12月26日～ 1月15日
不動住区住民会議【補助金】、住区会議室【指定管理】	
東根住区住民会議【補助金】、住区会議室【指定管理】	
株式会社 日本保育サービス アスク上目黒保育園【補助金】、アスクやくも保育園【補助金】	
ライフサポート株式会社 (東京都認証保育所)ゆらりん自由が丘保育園【補助金】	
社会福祉法人 あかねの会 あかねの会目黒就労支援室【補助金】	

※ 上記(1)の団体に係る所管課の書類調査も同日程で実施した。

(3) 監査委員による監査(説明聴取等)

団 体 名 等	実 施 日
公益財団法人 目黒区国際交流協会	1月23日
★ 株式会社 日本保育サービス	1月25日
★ ライフサポート株式会社	
☆ 東根住区住民会議	
☆ ミズノグループ	1月30日
日本テニス事業協会共同企業体	
☆ 株式会社 コンベンションリンケージ	
☆ 菅刈住区住民会議	1月31日
社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会	2月5日
○ 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	
株式会社 東急コミュニティー	2月7日
社会福祉法人 あかねの会	
☆ 不動住区住民会議	

※ ☆印の団体は、現地に於て説明聴取及び指定管理施設の管理状況の確認を行った。

※ ○印の団体は、指定管理施設「大橋えのき園」の管理状況を現地で確認した。

※ ★印の団体は、補助金交付対象施設の現地視察を行った。